

令和 8 年度

おいらせ町農業委員会

第 5 回 総会議事録

期日 令和 8 年 8 月 7 日

場所 おいらせ町役場分庁舎

第5回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎 402会議室

2. 開会期日 令和 8年 8月 7日 (金) 午後 4時58分

3. 閉会日時 令和 8年 8月 7日 (金) 午後 5時08分

4. 出席委員

1 番 上久保 辰視 君	2 番 袴田 光雄 君	4 番 吉田 良紀 君
5 番 柏崎 幸子 君	6 番 日ヶ久保 浩幸 君	7 番 立花 友彦 君
8 番 田中 正幸 君	9 番 玉川 勉 君	11 番 久慈 弘子 君
12 番 日ヶ久保 亨 君	13 番 沼舘 廣志 君	14 番 松林 勝智 君

5. 欠席委員

3 番 岩崎 仁 君、10 番 松林 一弥 君

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第14号 農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (2) 報告第15号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について
- (3) 議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (4) 議案第14号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (5) 議案第15号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の意見について

7. 会議録署名委員

6 番 日ヶ久保 浩幸 君、7 番 立花 友彦 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 柏崎 勝徳 次長 木村 英樹 主幹 野崎 広典

9. 書 記 主幹 野崎 広典

開会 午後 4 時 5 8 分

議 長	(修 礼) ただ今から令和 8 年度第 5 回定例総会を開催します。 ただ今の出席委員数は、1 4 名中 1 2 名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。 なお、3 番 岩崎 委員、1 0 番 松林 委員については、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。 それでは、おいらせ町農業委員会会議規則第 2 8 条第 3 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	ご異議なしと認め、6 番 日ヶ久保 浩幸 委員、7 番 立花 友彦 委員にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の野崎主幹を指名いたします。 では、これより報告事項に入ります。 報告第 1 4 号「農地法第 3 条の 3 の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	はい。それでは、報告第 1 4 号についてご説明いたします。 議案書の 1 - 1 から 1 - 2 ページをご覧ください。 本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたも

議 長	のであり、内容については記載のとおりでございます。 以上で議案の説明を終わります。 事務局からの説明が終わりました。 ただいまの報告第１４号について、皆さんからの質疑を受けます。 ありませんでしょうか。 (質疑・意見なし)
議 長	特にないようですので、報告第１４号は報告済みとさせていただきます。 次に、報告第１５号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	はい。それでは、報告第１５号についてご説明いたします。 議案書の２－１から２－１１ページをご覧ください。 令和８年６月総会で決定した３４件について、中間管理機構から認可、公告を受けたことから、報告するものです。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ないでしょうか。 (質疑・意見なし)

議 長	特にないようですので、報告第 1 5 号は報告済みとさせていただきます。 次に議案事項に入ります。 議案第 1 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏 崎 事 務 局 長)	はい。それでは、議案第 1 3 号についてご説明いたします。 議案書の 3 ページをご覧ください。 今月の農地法第 3 条許可申請は 1 件であり、権利の内容は所有権移転が 1 件です。 番号 1 は売買による所有権移転です。 資料 1 をご覧ください。 譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。土地の所在は 赤田前の田 1 筆、面積は 2, 3 3 1 平方メートルとなっております。 申請書を精査した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。 以上で説明を終わります。 事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ないでしょうか。
議 長	

議 長	(質疑・意見なし) 質疑なしと認め、議案第 1 3 号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(異議なし) ご異議なしと認め、議案第 1 3 号を原案どおり決定いたします。 議案第 1 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	はい。それでは議案第 1 4 号についてご説明いたします。 議案書の 4 ページと資料 2 をご覧ください。 番号 1 の権利の内容は所有権移転です。 譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。 土地の所在は、境田の田 1 筆、面積は 4 9 7 平方メートルです。用途、転用の事由は、自己住宅の建築となっております。 以上で説明を終わります。
議 長 6 番 (日ヶ久保委員)	ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。それでは、調査の結果について説明します。 番号 1 の申請地は、住宅の建築です。汚水は下水道で処理し、雨水は自

	然浸透させ処理します。周辺農地への影響はないと考えます。申請者代理人立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。 以上で説明を終わります。
議 長	はい。調査員からの説明が終わりました。 つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。
議 長	はい。それでは、農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。 番号１の農地区分は、用途地域内の農地であることから、第３種農地と判断しました。 申請者は、住宅地として最適な当該申請地周辺にエリアを定め検討したところ、周辺に下田駅や住宅地があり、生活環境が良いことから、本農地を選定しました。第３種農地は原則許可となります。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ありませんでしょうか。 (質疑・意見なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第１４号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長	ご異議なしと認め、議案第 1 4 号は原案どおり決定いたします。 議案第 1 5 号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の意見について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	はい。それでは、議案第 1 5 号についてご説明いたします。 議案書の 5－1 から 5－1 0 ページをご覧ください。 おいらせ町長より、令和 8 年 7 月 2 3 日付けで農用地利用集積等促進計画の意見を求められております。 内容は、使用貸借権が 1 6 件、賃借権が 5 件、使用貸借の再配分が 6 件となっております。これにより集積される農地は 1 0 4 筆で、合計面積は、1 6 1, 0 7 2 平方メートル（1 6. 1 ヘクタール）となります。 計画の内容につきましては、機構法第 1 8 条第 5 項の要件を満たしております。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ありませんでしょうか。 (質疑・意見なし)
議 長	質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

議 長	(質疑・意見なし) ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。 以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。 これで第5回おいらせ町農業委員会定例総会を閉会いたします。
------------	---

閉会 午後 5時08分

この会議録は書記の記載したものであるが、相違ないことを証明するためここに署名押印する。

おいらせ町農業委員会

○ 議 長 松林 雅

○ 6 番 田ノ 栄 浩幸

○ 7 番 上花 友彦